当てはまる雇用形態にチェックを付けてください。「その他」の場合は、()内に記入してください。	求人票	受理	日 平成	年	記入不要です。 日
※注意※ フルタイムとは、正社員と同じ就業時間 の従業員を指します。	1番地		募约	用する場合 としても、実 雇用する場	」は、雇用期間の定めなく雇か、有期雇用契約であった 質的に雇用期間の定めなく 合が該当します。
雇	パートタイム	用 口	常用雇用 臨時4ヶ月以上 臨時4ヶ月未満 日雇 (契約であり ある場合が	り上(未満)」は、有期雇用 、契約更新しない可能性が 該当し、1回の契約期間 ・・未満)により区別します。
③仕事内容 調理業務、レジ業務、発注業務 期間を記入してください。					
④就業·休憩時間 (1) 9 : 00 (2) : (3) : 休憩時間	~ 17 : ~ : ~ : 60 分	00 就業・休憩 に関する備	寺間 になること		:30からの勤務
 ⑤賃金 基本給 財額 時間額 職務 定額的に 対面 	日額 136,800	円~ 8	5,400 円	関わりな 指します。	支払われる手当とは、 条件に 〈月ごとに必ずもらえる手当 を
支払われる 手当 <u>勤勉</u> ⑥その他手当等	手当 10,000 手当 手当	円~ 12 円~ 円~	P.000 円 円 円	条件を満	たした場合にのみ支給され 、こちらに記入してください。
その他手当通勤手当、扶養			合給	有	無無
賞与 ☑ 有 □	無 年 2	回 計 3	ヶ月分	_ [※ 正社員・フルタイム求人の
⑦加入保険 ☑ 厚生 ☑ 雇用	健康財形	□ 計 3	その他		※ 正社員・フルタイム求人の み記入 ※年間休日数の中に有給休 暇は含みません。
⑦加入保険 「図」 「厚生 「図」	健康財形	一 労災	その他	年間休日数	み記入 ※ 年間休日数の中に有給休 暇は含みません。
⑦加入保険 ☑ 厚生 ☑ 雇用 ③休日·有給休暇 週休 ② 日 6ヶ月経過後の 年次有給休暇数 10 日 性別や年齢を条件とする ことは原則禁止ですが、 年齢制限を設ける場合 は、2ページ目を参考とし、	健康財形・休日に関する	□ 労災 □ 退職金組合 月曜定休で火~FGW、お盆、年末年	その他		み記入 ※ 年間休日数の中に有給休 暇は含みません。
⑦加入保険 図 厚生 図 雇用 ② 体目・有給休暇 週休 2 日 6ヶ月経過後の 年次有給休暇数 10 日 性別や年齢を条件とする ことは原則禁止ですが、 年齢制限を設ける場合 は、2ページ目を参考とし、 ①自由記述欄に制限の	健康財形・休日に関する	□ 労災 □ 退職金組合 月曜定休で火~FGW、お盆、年末年	その他 Iに1日休み。 始連休有り。		み記入 ※年間休日数の中に有給休暇は含みません。116日必須ではないものの、「あればなお良い」という資格等があればこちら
⑦加入保険 図 厚生 図 雇用 ② 体目・有給休暇 週休 2 日 6ヶ月経過後の 年次有給休暇数 10 日 性別や年齢を条件とする ことは原則禁止ですが、 年齢制限を設ける場合 は、2ページ目を参考とし、 ①自由記述欄に制限の	健康 財形 休日に関する 備考 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	□ 労災 □ 退職金組合 月曜定休で火~FGW、お盆、年末年 あればなお可 結果通知方法	その他 に1日休み。始連休有り。 郵送 応選て選	年(AT限定可) 通知日	み記入 ※ 年間休日数の中に有給休暇は含みません。 116 日 必須ではないものの、「あればなお良い」という資格等があればこちらに記入してください。
⑦加入保険 図 厚生 図 雇用 ② 体目・有給休暇 週休 2 日 6ヶ月経過後の 年次有給休暇数 10 日 性別や年齢を条件とする ことは原則禁止ですが、 年齢制限を設ける場合 は、2ページ目を参考とし、 ①自由記述欄に制限の 理由を記入してください。 面接、 ② 位業員数は多くはありません会社負担で年1回の健康診験しジ業務等未経験の方も是。 ②応募連絡先・求人募集期間担当者名 厚岸	健康 財形 休日に関する 備考 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	□ 労災 □ 退職金組合 月曜定休で火~FGW、お盆、年末年 あればなお可 結果通知方法	その他 に1日休み。始連休有り。 郵送 応選て選	毎(AT限定可) 通知日 募書類は重 考試験終了 ください。 そ者結果につず 以内に必ず	み記入 ※ 年間休日数の中に有給休暇は含みません。 116 日 必須ではないものの、「あればなお良い」という資格等があればこちらに記入してください。 5日後 要な個人情報ですので、後は原則応募者へ返却しいては、ここに記入した日

職員を応募担当者としてください。

余裕をもって提出してください。

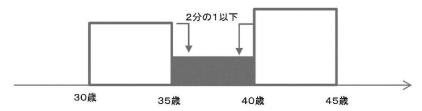
掲載延長を希望する場合は、掲載期間満了時にご相談ください。

年齢制限が認められる理由について

求人における年齢制限は原則禁止されていますが、例外的に認められるケースもあります。

年齢制限を設ける場合は、理由と当てはまっているかを確認し、厚岸町求人票①「自由記述欄」にその理由を記入してください。

- ① 定年年齢を上限として、当該上限年齢未満の労働者を<u>雇用期間の定めのない労働者とし</u>て募集・採用する場合
 - 例) 定年が60歳であり、60歳未満の方を募集する
- ② 労働基準法等の法令の規定により年齢制限が設けられている場合 例)18歳以上の方を募集する(労働基準法第62条の危険有害業務) 例)18歳以上の方を募集する(警備業法第14条の警備業務)
- ③ 長期継続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を<u>雇用期間の定めのない労働者と</u>して募集・採用する場合
 - ※ 対象者の職業経験については、不問としてください。
- ※ 新卒者以外の者については、<u>新卒者と同等の処遇</u>にしてください。 (「同等の処遇」とは、新卒者と同様の訓練・育成体制、配置・処遇をもって育成しようとしている場合を指す ものであり、賃金などが新卒者と完全に一致しなければならないということではありません。)
 - ※「若年者等」とは、おおむね45歳未満を目安としてください。
 - ※ 必要な資格免許を定めていても、実務経験を有する資格でなければ認められます。
 - 例)35歳未満の方を募集(職務経験不問)
 - 例)40歳未満の方を募集(簿記2級以上)
- ④ 技能・ノウハウの継承の観点から、特定の職種において労働者数が相当程度少ない特定の年齢層(30~49歳のうちの特定の5~10歳幅)に限定し、かつ、雇用期間の定めのない労働者として募集・採用する場合
- ※「相当程度少ない」場合とは、同じ年齢層幅の上下の年齢層と比較して労働者数が1/2 以下であることを指します。
 - 例)(技能・ノウハウの継承が必要な職種)の従業員数が、30~34歳が8人、 35~39歳が2人、40~44歳が10人いて、35~39歳の方を募集する(この場合、5歳幅で設定)



- ⑤ 芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請がある場合 例)演劇の子役のため、〇歳以下を募集する
- ⑥ 60歳以上の高年齢者に限定して募集・採用する場合 例)65歳以上の方を募集する
- ⑦ 特定の年齢層の雇用を促進する施策(国の施策を活用しようとする場合に限る。)の対象となる者に限定して募集・採用する場合
- ※ ただし、厚岸町求人票では直接応募となり、助成金の対象外ですので、⑦を理由とする場合は、厚岸町での求人受付はできません。(ハローワークを応募先として厚岸町で求人掲載する場合を除く)
 - 例)(若年者トライアル雇用の対象として)35歳未満の方を募集する